

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 1 月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700188号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700112号

第1 結論

請求者のA社における平成23年10月31日の標準賞与額を36万9,000円に訂正することが必要である。

平成23年10月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年10月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年10月31日

A社から平成23年10月31日に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成23年10月分賞与に係る「給料支払明細書」(写)、同社から提出された請求者の平成23年10月分賞与に係る「給料支払明細書(控)」(写)及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、同社から55万円の賞与の支払を受け、36万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万250円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、36万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 7 月 26 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700205 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700111 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 10 月 31 日の標準賞与額を 60 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 10 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 10 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 10 月 31 日

A 社から平成 20 年 10 月 31 日に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の平成 20 年 10 月分賞与に係る「給料支払明細書 (控)」(写) 及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、同社から 60 万円の賞与の支払を受け、60 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (4 万 6,050 円) を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、A 社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できるが、同社に係る給与明細と会計帳簿の照合を行っていたとする委託先の会計事務所は、給与計算及び社会保険の届出等の事務は取締役が行っていたと回答している上、当該取締役は、代表取締役は、経営面での責任者ではあったが、経理や社会保険に係る決裁及び事務は自身に一任していたので、当該事務等について関与や影響力はなかった旨回答しているほか、同社の従業員は、請求者は自身と同様、専ら現場作業に従事しており、経理や社会保険に係る事務については、取締役と会計事務所が行っていたと思われると陳述していることか

ら、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年7月26日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。